

# 備えあれば空家なし

☎住宅課 ☎724・4269

## 空家を放っておくと…

損壊や倒壊の恐れ、不審者や放火などへの防犯性の低下、樹木の越境や景観の悪化等のリスクがあります。また、ごみの不法投棄、悪臭・害虫の発生につながる可能性もあります。

## 管理不全の空家を放置すると…



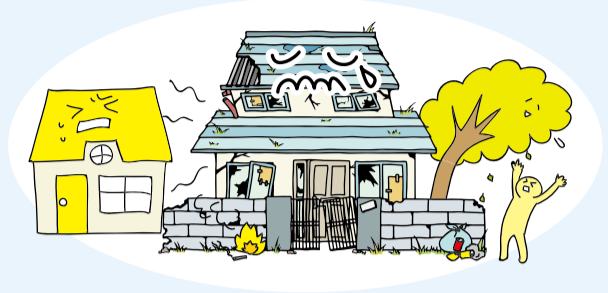
### 売却するのが困難になります

劣化が進んで買い手が見つからなくなる可能性があります。



### 「管理不全空家等」となってしまいます

法律の改正により、12月からは「管理不全空家等」に認定され、市の指導に従わず改善が見られないと、固定資産税等が増額されることがあります。



### 「特定空家等」に認定されると…

市は適切な管理をするよう助言・指導を行います。改善が見られないと勧告・命令へと進み、命令に従わなければ過料に処される場合があります。

### 管理不全空家等とは…

適切な管理が行われないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当する恐れのある状態にあると認められる空家をいいます。

### 特定空家等とは…

イラストのように、倒壊など著しく保安上危険となる恐れがある状態、著しく衛生上有害となる恐れがある状態、著しく景観を損なっている状態、周辺の生活環境を乱している状態にあると認められる空家をいいます。

## 空家になる前にできること

### ▶ 住んでいる家の今後を考えましょう!

#### 家族で話し合っていますか?

国の調査によると、空家となっている住宅の半分以上が相続により取得したものであるとのこと。住宅に住まなくなる時のことを考え、相続する方と引き継ぎ方を相談し、準備しておくことが望まれます。

### 空家のことで困ったら、家のプロに相談しましょう



市では、法律、税務、建築、宅地建物取引などの事業者等と協定を締結しており、各種専門家が空家についての相談を受け付けています。

#### 空家無料相談会のお知らせ

☎住宅課 ☎724・4269(予約制、毎月第2・4月曜日の午前中(市庁舎))

## 空家になってしまったら

### ▶ 家を適切に管理しましょう! 空家の手入れをしていますか?

空家の劣化を防ぐには、定期的なメンテナンスが必要です。空家の見回りや、草刈りなどの管理を行い、ご自身の住宅や周辺の住環境の保全に努めましょう。

#### 管理のポイント

- 1 通風・換気・通水
- 2 ポストの管理
- 3 外周の清掃・草刈り
- 4 外観の点検など

### 空家管理の支援団体を紹介します

ご自身で管理を行う場合は、右記のポイントを参考にしましょう。また、ご自身での管理が難しい場合には、住宅課(☎724・4269)へお問い合わせください。空家管理サービスを提供している団体をご紹介します。

### ▶ 空家の活用を考えましょう!

#### 賃貸や売却などで流通させませんか?

使用していない住宅を資産とし、賃貸や売却などで不動産として流通させませんか。住まいを提供し、地域に新たに人が増えることで、まちの魅力の向上が期待されます。

## 住まいに関するセミナーのご案内

### 町田市住宅課 住まいのセミナー



☎市内に住宅を所有している方、またはその親族等

☎・☎11月19日(日)、①午後1時～1時40分=講演「空家になっても管理することの大切さ」②午後1時45分～2時30分=パネルディスカッション「自宅が空家になる前にできること」③午後2時45分～4時10分=個別相談会(1組40分程度)

☎なるせ駅前市民センター

☎①町田市シルバー人材センター・安川正純氏

☎①②各50人③10組/申し込み順

☎11月14日午後5時までに市HPのアンケートフォーム(右上記二次元コード)または電話で住宅課(☎724・4269)へ。

### 東京都行政書士会・同会町田支部・町田市共催 相続と住まいに関するセミナー&無料個別相談会

#### ①セミナー

☎12月16日(土)午後1時30分～3時30分ごろ(開場は午後1時)

☎町田市の空家施策について、フリープロデューサー・残間里江子氏による講演、寸劇 ※セミナー終了後、無料個別相談会に参加することもできます。

☎140人(先着順)

#### ②無料個別相談会

☎12月16日(土)午後1時30分～4時30分(1組30分程度)

☎20組(申し込み順)

☎町田市文化交流センター①6階ホール②5階会議室けやき西

☎①直接会場へ②電話で東京都行政書士会へ(予約優先)。

☎東京都行政書士会 ☎03・3477・2881(受付時間=祝休日を除く月～金曜日の午前9時～正午、午後1時～5時)

### 東急(株) 空き家の売却にかかわる税務のポイント&個別相談会



☎2024年1月20日(土)午後2時30分から

☎グランベリーホール by iTSCOM(南町田グランベリーパーク内)

☎税理士

☎50人(申し込み順)

☎住まいと暮らしのコンシェルジュHP(左上記二次元コード)または電話で住まいと暮らしのコンシェルジュ南町田グランベリーパーク店(☎0120・109・979)へ(12月中旬から受け付け予定)。